

■ 質疑・回答

番号	区分	頁	事項	内容	回答
1	提出書類 説明書 (様式集)	1, 18~ 20	2 提出書類の 体裁 (注意事項)	文字の大きさは原則として 10 ポイント以上とありますが、書体や行間は適宜判断してよろしいですか。	書体や行間は適宜判断してください。
2	提出書類 説明書 (様式集)	18	(様式 3-2 ①)	様式 3-2 ①を 2 枚作成する場合、書類左上の様式番号の右側に (1/2)、(2/2) と追加表示させていただいてよろしいでしょうか。	追加表示していただいてもかまいません。
3	提出書類 説明書 (様式集)	20	(様式 3-3 ③)	様式集にて様式 3-2 ③の様式番号が、様式 3-3 ③となっています。誤記と考えてよろしいですか。	様式 3-2 ③の誤記です。様式番号を訂正し使用してください。
4	基本設計 図(意匠)	T-08, T-09	敷地案内図 配置図	敷地案内図や配置図では現況が判断しかねます。現況図をご提供いただけないでしょうか。	現況図を提供します。
5	基本設計 図(構造)	S-002 S-009 S-016	テノコラム伏図	テノコラム伏図に以前の建物の基礎や杭のような記載があります。本工事に支障がある部分は撤去済みと考えて宜しいでしょうか。もし残置であれば旧躯体の配筋仕様やサイズ等が分かる資料をご提示ください。	既存杭の資料 解体時杭引抜工事報告書 ファミリー新築配置・基礎伏図 既存杭重ね図 を提供します。
6	実施要項	11	内容確認	2.3 (5) に敷地全体を万能鋼板等により仮囲いを行うこととありますが、高さは任意と考えてよろしいでしょうか。	高さは 3 m としてください。

7	実施要項	11	資料提供のお願い	2.3 (7) に敷地内に存在する現状確認可能な工作物の解体費用、植栽の伐採処分費用を含めることとありますが、解体対象の工作物の図面または数量および伐採対象の植栽の数量をご提示ください。	敷地北西部にある小屋（高さ3m）、東側にある引き込み柱であり、現況図を参照ください。
8	実施要項	11	資料提供のお願い	2.3 (13) に別途の水路改修工事の記載がありますが、着手時期および水路位置、改修内容が不明です。詳細資料をご提示ください。	水路改修工事は現在設計中です。
9	実施要項	15	内容確認	4 (2) に記載の解体工事とは上記質疑 N09 に記載の工作物と考えてよろしいでしょうか。	N07 に記載の工作物と考えてよいです。
10	実施要項	19	内容確認	主要リスク分担表に文化財および土壌汚染の記載がありますが、両方とも無いものとして工事計画および工程を立案することよろしいでしょうか。	ないものとして工事計画及び工程を立案してください。
11	基本設計図(意匠)	T-09	内容確認	配置図に記載の防火水槽および雨水貯留槽の図面をご提示ください。	防火水槽は図面を提示します。雨水貯留槽は、今後の協議によります。

12	基本設計 図(意匠)	T-09	内容確認	配置図に記載のレベル表記は T.P. となつていますがボーリング図には BH で表記されています。T.P. =BH と考えてよろしいでしょうか。	KBM=6.089 の数字は、東京湾平均海面 (T.P) からの高さです。ボーリング図の GH と配置図に記載のレベルは、どちらも T.P からの高さを示しているものと考えてください。
13	基本設計 図(意匠)	A-025	仕様確認	勾配屋根内部屋上スラブに防水が施工されていません。居室直上で外気に触れる可能性があるため防水は必須と考えます。防水仕様をご指示ください。	ウレタン塗膜防水とします。
14	基本設計 図(意匠)	T-03	特記仕様書	監督職員事務所について設けると記載がありますが、規模についてご指示下さい。	20 m ²
15	基本設計 図(意匠)	T-03	特記仕様書	監督職員事務所に設ける各備品について数量のご指示を下さい。	机、椅子、キャビネット、ロッカー
16	基本設計 図(意匠)	T-03	特記仕様書	指定仮設について(※図示)との記載がありますが、参照する図面が分かりません。参照図面番号をご教授ください。	誤記です。

17	基本設計 図(意匠)	T-03	特記仕様書	足場の種類について※枠組足場と記載がありますが、くさび緊結式足場についても採用可能とさせていただけないでしょうか。	枠組み足場とします。
18	基本設計 図(構造)	S-002 S-009 S-016	テノコラム伏図	柱状改良についてテノコラム工法同等であればその他の工法を採用することは可能でしょうか。	本件は、支持層まで24m程度とかなり深い改良が必要となるため、品質・性能はもとより、十分な実績と技術が必要になります。今後、実施設計において、総合的に判断します。
19	実施要項	P3	4 対象工事の概要	工期について補助金検査期間含むと記載がありますが、検査について何日程度見込んでおけばよろしいでしょうか。	2日程度見込んでください。
20	実施要項	P11	2.3 概算工事費 見積書等の作成	神事・起工式について実施内容及び参加人数のご指示をください。	起工式は行いません。
21	実施要項 基本設計 図化(意 匠)	P16 T-07	4 工事上の注意 事項 特記仕様書	現場休日について実施要項と基本設計図(意匠)において相違があります。実施要項を正と考えてよろしいでしょうか。	週休2日の実施となります。
22	実施要項	8	配布資料	⑥ファミリー・タウンわじま開発許可申請図書が配布されることとなっております。(未受領分) ご提供願います。	提供いたします。

23	基本設計 図(意匠)	A-001 ~046	建具符号 建具表	全棟(住宅 A~C 棟、集会所、ゴミ置場 A・受水 槽 ポンプ 室、ゴミ置場 B、ガスボンベ 庫)の建具 符号図及び建具表をご提供願います。	今後実施設計にて作成するため、想定して見積もりく ださい。
24	基本設計 図(外構)	L-001 ~003	外構不足図	植栽図以外の舗装、排水、囲障、その他工作物、 現況図面をそれぞれご提供願います。	舗装計画図、排水計画図、施設計画図を提供します。
25	基本設計 図(構造)	S-001 ~027	構造不足図	下記図面をそれぞれご提供願います。 ・特記仕様書(構造) ・配筋詳細図 ・PC 図 ・付属棟(集会所、ゴミ置場 A・受水槽ポンプ 室、 ゴミ置場 B、渡り廊下 A・B、バス停、ガスボンベ 庫)各伏図、軸組、リスト一式	特記仕様書、配筋詳細図は実施設計にて作成します。 PC 図、附属棟構造図を提供します
26	基本設計 図(意匠)	T-37、 38	住戸内部仕上表	住戸内の壁・天井下地が LGS と記載がありま すが、壁:木軸・天井:木下地の使用も可能と考 えて宜しいですか。	木下地としてください。
27	基本設計 図(意匠)	T-05	建具工事	外部に面するアルミ製建具の耐風圧性能に関し て、「S-5 以上」と考えて宜しいですか。	1~4 階までは S-4、5~6 階は S-5 としてください。

28	基本設計図(意匠)		建具工事	A・B・C棟、集会所のガラス種別及び厚みを各建具毎にご指示願います。フィルム貼りが必要な建具があれば、フィルムの種類と該当建具も併せてご指示願います。	今後実施設計にて作成するため、想定して見積もりください。
29	輪島市災害公営住宅設計標準	9	建具工事	玄関扉他鋼製建具の表面仕上げは全て「SOP塗装」と考えて宜しいですか。	よろしいです。
30	基本設計図(意匠)	A-00 3、 008、 013	建具工事	A・B・C棟2階の倉庫北PSに扉の図示はありませんが、該当箇所に建具は不要と考えて宜しいですか。	他のPSと同様建具ありとします。
31	輪島市災害公営住宅設計標準	11、12	建具工事	住戸の便所出入口に関し、「輪島市災害公営住宅設計標準」にて「明り取りを設ける」と記載がありますが、窓の寸法形状及びガラス仕様をご指示願います。	20φ、型板ガラス t=4 としてください。
32	輪島市災害公営住宅設計標準	12	建具工事	住宅の木製建具に関し、「輪島市災害公営住宅設計標準」にて「引手については、大型船底引手またはエバーサルデザイン」と記載がありますが、引違い扉及び収納折れ戸に関して金物の指定があればご指示願います。	引き戸は、木製棒引手としてください。収納折れ戸は、大型掘込引手としてください。

33	基本設計 図(意匠)	A-043	建具工事	ゴミ置場 A・受水槽ポンプ室、ゴミ置場 B の引分け扉に関し、立面図に網掛けの図示がある為、「アルミ製のパンチングドア」と考えて宜しいですか。	SUS 框、面材は FRP グレーチング扉としてください。
34	基本設計 図(意匠)	A-043	建具工事	ゴミ置場 A・受水槽ポンプ室の 1 階 PS に関し、出入りする扉の図示がありませんが、該当箇所に建具は不要と考えて宜しいですか。必要とする場合、建具の材質及び寸法形状、取付位置をご指示願います。	他の PS と同様建具ありとします。
35	基本設計 図(意匠)	T-05	建具工事	アルミ製建具の表面仕上げに関し、特記仕様書-4 にて「BB-1 種」と「標準色」が併記されていますが、「BB-2 種 標準色」と考えて宜しいですか。	よろしいです。
36	基本設計 図(意匠)	T-05	建具工事	木製建具に関し、各木製建具の表面仕上げをご指示願います。	MDF 下地特殊化粧強化紙貼りとしてください。
37	基本設計 図(説明 書)	6-1	建具工事	『南側バルコニーにはウインドキャッチとなるマリオンを計画し、室内に風を呼び込む』に関し、引き出し線が PC マリオンを示しておりますが、サームを囲むサッシの方立より風を取り込む仕様(たて型換気スリット付マリオンサッシ)と解釈して宜しいですか。	基本設計説明書では、マリオンがウインドキャッチとなり風を住戸内に取り込む設計思想を記載したものです。内容を踏まえ、適宜ご提案ください。

38	実施要領 基本設計 (電気)	E-06 E-29 E-50	引込分電盤仕様	盤仕様 鋼板製指定色 重耐塩仕様となっておりますが、SUS 製ではなく鋼板製指定色 重耐塩仕様でよろしいでしょうか。	鋼板製指定色重耐塩塗装及び仕様として下さい。
39	実施要領 基本設計 (電気)	E-72 ～ E-76	照明器具仕様	サンルーム（直天）の照明器具仕様が不明です。参考型番をご教示願います。	参考品番 DLC-5457 AWE として下さい。
40	実施要領 基本設計 (電気)		照明器具仕様	共用部の照明器具仕様が不明です。参考型番をご教示願います。	電気-参考（添付資料1）より参考品番として下さい。
41	実施要領 基本設計 (電気)	E-78	照明器具仕様	集会所の照明器具仕様が不明です。参考型番をご教示願います。	電気-参考（添付資料1）より参考品番として下さい。
42	実施要領 基本設計 (電気)		屋外機器仕様	メーカーにて塩害仕様製作可能なものは、塩害仕様と考えてよろしいでしょうか	よろしいです。
43	実施要領 基本設計 (機械)		管材仕様	屋内給水・屋外給水管、屋内排水・屋外排水管材が不明です。ご教示願います。	屋内給水-HIVP・住戸内ポリエチレン管 屋外給水-HIVP・できればHPP(耐震) 屋内排水-VU

					屋外排水-VP
44	実施要領 基本設計 (機械)		機器仕様	受水槽、ポンプ仕様など不明です。仕様をご教示願います。	受水槽-FRP製パネル型単板製2槽式 7.0m×3.0m×H3.5m ポンプ-A棟 258ℓ/min 45m 3.7kW 交互運転 B・C棟 276ℓ/min 45m 3.7kW 交互運転
45	実施要領 基本設計 (機械)		住戸内給水・給湯	住戸内の給水・給湯配管経路・サイズが不明です。ご教示願います。	配管経路は、実施設計にて検討いたします。 配管径 メーター～給湯器-20mm メーター～ヘッド-20mm ヘッド～各給水器具-13mm
46	実施要領 基本設計 (機械)		衛生器具仕様	衛生器具の仕様が不明です。参考型番をご教示願います。	参考型番は、実施設計にて検討いたします。
47	実施要領 基本設計 (機械)		換気機器仕様	換気機器の仕様が不明です。参考型番をご教示願います。	参考型番は、実施設計にて検討いたします。

48	実施要領 基本設計 (機械)		ダクト材質	換気ダクト材質について一般系統（台所、便所～浴室換気まで、洗面～浴室換気まで）を鉄板スパイラルダクトとし、浴室～外部まで鉄板スパイラル（塩ビコーティング仕様）と考えるよろしいでしょうか。	よろしいです。
49	実施要領 基本設計 (機械)		給湯器	ガス給湯機の設置場所が不明です。	MB内に設置します。
50	実施要領 基本設計 (機械)		屋外機器仕様	メーカーにて塩害仕様製作可能なものは、塩害仕様と考えるよろしいでしょうか	よろしいです。
51	実施要項		屋外機器仕様	メーカーにて塩害仕様製作可能なものは、塩害仕様と考えるよろしいでしょうか	よろしいです。
52	実施要項		内容確認	実施要項は工事請負契約の契約図書の一部に含まれるのでしょうか。その場合、実施要項と輪島市建設工事標準請負契約約款はどちらが優先されますでしょうか。	輪島市建設工事標準請負契約約款が優先されます。

53	実施要項	5	8 実施スケジュール	質疑の提出は1回のみとされておりますが、今後質疑が出た場合、随時又は2回目の質疑のご対応をいただけますでしょうか。	質疑は1回のみとします。
54	実施要項	11	2.3 概算工事費見積書等の作成(1)	「設計図書に表記されていない場合でも、本工事を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、概算工事費見積内訳書に反映すること。」とございます。当企業体もできうる限りの想定をし、概算工事費見積内訳書に反映は致しますが、万一、輪島市様と齟齬が生じた際は内容に応じご協議頂けないでしょうか。	内容に応じ協議します。
55	実施要項	18	【別表2】主要リスク分担表 1 共通 税制度	「建物所有に関する税制の新設・変更等（住宅等の市への所有権移転前）」について事業者が○（主負担）とされております。今回の工事においては事業者負担には該当しないと考えておりますが、その認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の通り本工事の場合、事業者負担に該当しません。
56	実施要項	18	1 共通 不可抗力リスク	事業者が△（従負担）とありますが、通常の見込み可能な範囲を超えるものについては、輪島市様負担として頂けないでしょうか。	生じた事象に応じて協議します。

57	実施要項	18	2 公営住宅整備 測量・調査リス ク	下段の「地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財の発見により新たに必要となった測量・調査に関するもの」については輪島市様負担として頂けないでしょうか。事業者が△（従負担）となっておりますが、具体的にはどのような内容を想定されておりますでしょうか。	生じた内容に応じて判断します。
58	基本協定書（案）	19	2 公営住宅整備 建設物価変動リス ク	建設物価の価格変動に関するものが事業者の主負担とありますが、「建設工事請負仮契約書」第 25 条により、請負代金額の変更請求が可能となっています。主要リスク分担表における物価変動リスクの事業者負担とは具体的に何を指しているのか、ご教示いただけますでしょうか。	市、事業者ともに△とし、生じた内容により協議するものとします。
59	建設工事 請負仮契 約書	2	第 6 条 価格等 の協議の不成立	最終見積金額が概算工事費を上回り、協議不成立となった場合、施工予定者にペナルティが課されることはないでしょうか。	協議不成立をもって、ペナルティを課すことはありません。
60	内容確認		第 25 条 賃金 又は物価の変動 に基づく請負代 金額の変更	工事請負契約締結後の物価上昇の算定においては「一般財団法人建設物価調査会」の「建設物価指数」をご使用いただけますでしょうか。	公表される建設コスト動向や一般社団法人建設物価調査会の建設物価指数等を参考にし算定します。